アルヲ部長ノ中央委員会ニ於テ選挙スルモノトス

第十五條　但シ書ニ「但シ中央委員ノ選挙及ビ人員並ニ会計補欠ニ関スル規程ハ中央委員会ニ於テ定ムル事」ニ改メルノデス

第三十條　一番ヨイノ一、三、三、四番目四ノ條項ヲ二行目「本部役員ノ選挙及人員」

「組合役員選挙及人員」

ツマリ本部ヲ組合トスルノデアリマス

第二十二條　第一項　第二行目ノ

「本同盟」ノ所ヲ

「本連同盟」トツマリ連同盟ノ「連」ガヌケテ居ルノデ第二項第一行目「本連同盟」トツマリ連同盟ノ「連」ガヌケテ居ルノデ第二項第一行目第十六條トアルハ第十五條ノ誤デアリマス

第二十三條　第三項第一行目「本組合盟」ハ本総合盟

第四項モ総合盟ト改ヒマスソレカラ第二十五條ハ第二十四條ノ第二ニ休ルノデ第二十五條ハ第二十四條トスルノデス一條ヅツ休ルノデ第二十四條「本総合盟加盟各地産業別組合ハ会長ノ承認ヲ経テ全国的ニ聯合又ハ合同ヲ組織スルコトヲ得」

第二十四條ノ但シ書キ

「但シ聯合会ハ会員組織組合員数五百名以上トスルコトヲ必要條件トス」ヲ上ノタケデス

第二十條「本合盟」ハ本総合盟トスルコト此年ノ秋ノ事件カラ勢ヲ発シテ本会ノ会則中ニ改正ヲ要スル所カアリマシタノデ相当考慮ヲシテヲリマシタ